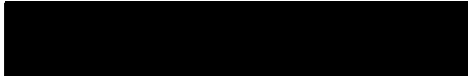


陳 述 書

平成20年10月1日


中野三智男^{（印）}

(尋問事項1) 証人の経歴、特に利水計画との関わりについて

昭和58年4月群馬県庁に事務吏員として採用され、その後、商業振興業務、水資源業務、行政改革業務などに携わり、平成18年4月から企画部土地・水対策室長の職にあり、水資源業務には通算で約12年携わっています。

お尋ねの利水計画が、ハッ場ダム建設事業に各利水者が参画するに当たってのそれぞれの水需給計画ということであれば、そのような利水計画との関わりはありません。

但し、ハッ場ダム建設事業との関連では、例えばハッ場ダムの基本計画の第3回変更(乙247号証)についていえば、国土交通大臣からの関係都県知事に対する意見照会(乙241号証の1)に対し、県議会の議決(乙241号証の2)を経て知事意見の提出(乙241号証の3) 手続を行っています。

(尋問事項2) 県土地水対策室の構成と職務

土地・水対策室は群馬県企画部に属しており、土地利用係と水資源係から構成されています。

土地利用係では、国土利用計画法に基づく土地利用基本計画の変更手続、大規模土地開発事業の規制に関する条例に基づく事前協議、地価調査などの業務を所管しています。

水資源係では、県内の各水道事業者(工業用水道事業者を含む。)の意向に基づいて、ダムへの新規水源手当て・削減などの手続、国土交通省の策定する水資源開発基本計画(フルプラン)及びハッ場ダム基本計画の変更手続、健全な水循環系の構築のため東京都との上下流交流事業などの事務を所管しています。

(尋問事項3) 群馬県の水需給に関する県土地水対策室の職務

尋問事項2で述べたとおりです。

(尋問事項4) 過去に群馬県が行ってきた水需給計画(水需要予測のみのものを含む、以下同じ)にはどのようなものがあるのか。

群馬県が策定した水需給計画はありません。

水需要予測としては、県の総合計画に掲載するため行ってきた、5年毎に策定する「水

需要の見通し」と、国土交通省（水資源部）が「利根川水系及び荒川水系における水資源開発基本計画」（第5次フルプラン）策定のため、群馬県に対して「利根川水系及び荒川水系における水資源開発基本計画需給想定調査」の依頼を行い、これに対して行った回答があります。

（尋問事項5）それらの水需給計画をそれぞれ策定した目的

群馬県では水需給計画を策定していません。

水需要予測としては、21世紀の群馬県の在り方・方向性について、群馬県民がともに考え行動するよりどころとするために、平成12年度（平成13年3月）に策定された県総合計画「21世紀のプラン」（乙17号証）で「水需要の見通し」を記載していますが、これは、健全な水循環系の構築を目指し、県民一人ひとりが毎日の水の使い方を考える契機とすることを目的として作成したものです。

掲載されている生活用水及び工業用水の水需要予測値は県民の皆様の理解と協力により節水が行われることを想定し、幅を持たせたものとなっています。

また、国土交通省（水資源部）からの「利根川水系及び荒川水系における水資源開発基本計画需給想定調査」への回答は平成19年10月に行いました（乙248号証）が、これは、国土交通省（水資源部）が「利根川水系及び荒川水系における水資源開発基本計画（第5次フルプラン）」（乙249号証）の策定に当たって、独自調査を行うほか、県に調査の依頼を行ったもので、県は将来にわたって県民の安全で快適な日常生活の確保と本県産業の発展に必要な水量が確保されているかという観点から、県全体としてのマクロ的な想定と検証を行い回答したものです。

「水道事業を行わない群馬県が水資源の確保を目的とした水需給計画を策定する必要はありません。また、「利根川水系及び荒川水系における水資源開発基本計画需給想定調査」の回答は、県全体の水需給計画という性質のものではありません。

従って、「21世紀のプラン」の「水需要の見通し」及び「利根川水系及び荒川水系における水資源開発基本計画需給想定調査」の回答は、県内の水道事業、水道用水供給事業、工業用水道事業の個別事業計画とは関係ありません。

（尋問事項6）「21世紀のプラン」における水需要の見通しについて（甲3）の意義と位置づけ

尋問事項5で述べたとおりです。

（尋問事項7）「21世紀のプラン」における水需要の見通しについて」を策定するにあたって群馬県内の各水道事業者及び各工業用水道事業者とどのような調整を行ったのか

各水道事業者（水道用水供給事業者を含む。）及び工業用水道事業者（県企業局のみ）と調整は行っていません。

「21世紀のプラン」で行った「水需要の見通し」は、群馬県全体の健全な水循環系の

構築を目指し、県民一人ひとりが毎日の水の使い方を考える契機とすることを目的として作成したものであるため、各事業者と調整を行う必要はないからです。

なお、この「水需要の見直し」は県衛生食品課による「業務概要」(乙42号証)や県統計課の「工業統計調査」などの統計資料に基づいて作成しています。

「21世紀のプラン」における「水需要の見直し」は、各利水者の八ツ場ダム建設事業への参画とは関係ありません。

(尋問事項8)「21世紀のプラン」における水需要の見直しについて」を策定するにあたって群馬県内の各水道事業者と各工業用水道事業者から提出された将来の水需給と、「21世紀のプラン」の水需給計画との関係

「21世紀のプラン」における「水需要の見直し」の策定に当たり、群馬県内の各水道事業者や工業用水道事業者に対し、それぞれの将来の水需給に関する資料の提出を求めています。

(尋問事項9)「利根川水系及び荒川水系における水資源開発基本計画需給想定調査票」(甲11資料1)の意義と位置付け

尋問事項5で述べたとおりです。

(尋問事項10)「利根川水系及び荒川水系における水資源開発基本計画需給想定調査票」を策定するにあたって群馬県内の各水道事業者および各工業用水道事業者とどのような調整を行ったのか。

各水道事業者(水道用水供給事業者を含む。)及び工業用水道事業者(県企業局のみ)と調整は行っていません。

「利根川水系及び荒川水系における水資源開発基本計画需給想定調査」の回答(乙248号証)に当たっては、将来にわたって県民の安全で快適な日常生活の確保と本県産業の発展に必要な水量が確保されているかという観点から、県全体のマクロ的な想定と検証を行ったものであり、群馬県内の各水道事業者や工業用水道事業者と調整を行う必要はないからです。

国土交通省(水資源部)への回答では、需要想定の実績値は、国土交通省(水資源部)が毎年行っている「利根川水系及び荒川水系における水資源開発基本計画需要実績調査」(乙250号証の1)及びその基礎データについては県衛生食品課が各市町村からの毎年の実績報告を基に作成した「業務概要」(乙42号証)、県統計課の「工業統計調査」などの各種統計資料、県企業局による工業用水道実績により、また、供給想定は、各水道事業者及び工業用水道事業者の水源をベースとしています。

なお、供給想定値は、近年の少雨化傾向におけるダムの開発水量を計算して供給可能水量としました。

この供給可能水量は、国土交通省の説明によると、ダムが計画(昭和35年の利水計画

基準年に基づく計画)された当時に比べ近年では少雨の年が多く、降水量が減少傾向にあることから、河川流量が減少してダムからの補給量が増大するような渇水の年には計画どおりの開発水量を安定的に供給することが困難となることを踏まえ、近年20か年(昭和58年度から平成14年度)で2番目、4番目の渇水年において、ダム等水資源開発施設からの補給により年間を通じ供給可能な水量のことです(乙251号証の1・2)。

甲第11号証では、ダム等水資源開発施設の利水計画基準年(昭和35年)の供給想定値だけを抜き出し、単純に需要想定値との差引きを行って、八ッ場ダムの必要性は疑問であるとしていますが、近年の少雨化を考慮した県全体としての水需給バランスから判断すると八ッ場ダムは必要な水源となります。

なお、「利根川水系及び荒川水系における水資源開発基本計画需給想定調査」の回答は、各利水者の八ッ場ダム建設事業への参画とは関係ありません。

(尋問事項11)「利根川水系及び荒川水系における水資源開発基本計画需給想定調査票」を策定するにあたって群馬県内の各水道事業者および各工業用水道事業者から提出された将来の水需給計画と、「利根川水系及び荒川水系における水資源開発基本計画需給想定調査票」の水需給計画との関係

尋問事項10で述べたとおり、群馬県内の各水道事業者及び工業用水道事業者に、それぞれの将来の水需給計画の提出を求めています。

「利根川水系及び荒川水系における水資源開発基本計画需給想定調査票」は、国土交通省(水資源部)への回答のため、群馬県全体としての水道用水及び工業用水道について、それぞれ需要と供給の想定値を示した上、県全体のマクロの水需給バランスを検証したものであり、水需給計画ではありません。このため、各事業者の水需給計画とは関係ありません。

(尋問事項12)県土地水対策室として、上記二つの県の水需給計画以外で、県内の各水道事業者と各工業用水道事業者それぞれの将来の水需給計画をどの程度把握しているのか。

お尋ねの水需給計画が何を指すか分かりませんが、水道事業(水道用水供給事業を含む。)及び工業用水道事業の事業認可における水需給計画だとすれば、土地・水対策室では所掌していませんので、基本的には把握していません。

但し、水道事業認可時における水需給計画の概要については、県衛生食品課による「業務概要」(乙42号証)等に記載されていることは承知しています。

(尋問事項13)第4次利根川荒川フルプランの目標年度(2000年度)以降において国土交通省からどのような資料及び計画の提出要請があったのか。

毎年、国土交通省(水資源部)の「利根川水系及び荒川水系における水資源開発基本計画需要実績調査」(乙250号証の1)、「利根川水系及び荒川水系における水資源開発基

本計画供給実績調査」(平成18年度まで、乙250号証の2)に回答するとともに、平成19年(2007年)10月に「利根川水系及び荒川水系における水資源開発基本計画需給想定調査」の回答(乙248号証)をしています。

(尋問事項14) 第4次利根川荒川フルプランの目標年度(2000年度)以降において群馬県は国土交通省にどのような資料及び計画を提出したのか。

尋問事項13で述べたとおりです。

(尋問事項15) 群馬県全体の水道の一日最大給水量の動向(1995年度以降)

群馬県全体の水道(上水道及び簡易水道)の一日最大給水量の平成7年度(1995年度)以降の動向は、別図1のとおり緩やかにではありますが減少していると思います。

(尋問事項16) 群馬県全体の水道の一日最大給水量が1997年度以降、減少傾向にある理由

別図2のような一人一日平均給水量の減少をもたらす節水機器の普及など様々な要因が影響しているものと思われます。

(尋問事項17) 群馬県全体の水道の一日最大給水量について「21世紀のプラン」の予測が実績と大きく乖離した理由

人口(別図3)と一人一日平均給水量(別図2)において差が生じたものと思います。

なお、予測を行った年度以降における社会経済状況や生活スタイルの変化などにより、実績が予測を下回ることはあり得ることと思います。

(尋問事項18) 「利根川水系及び荒川水系における水資源開発基本計画需給想定調査」で群馬県全体の水道の一日最大給水量が今後も増加すると予測した理由

平成19年(2007年)10月の「利根川水系及び荒川水系における水資源開発基本計画需給想定調査」の回答(乙248号証)に当たっては、将来にわたって県民の安全で快適な日常生活の確保と本県産業の発展に必要な水量を確保しているかどうかを検証するため、目標年度の平成27年度の一人一日平均給水量について過去10か年間の実績値の平均値を採用し、また、負荷率については過去10か年間の実績値の最低値を採用したことによるものと思います。

一日最大給水量について、甲第11号証では、平成18年度(2006年度)の需要実績のみを捉えて、4つの県営水道用水供給事業はいずれも利根川本川と支川から取水しているため4つの県営水道用水供給事業間で水源の振替えが可能であり、市町村水道と県営水道用水供給事業の契約水量を柔軟に取り扱うという前提に立てば、この対象地域では水

源が不足することなく、ハッ場ダムによる新たな水源は不要であると主張しています。

しかしながら、各水道事業者は、住民に対し安定的に水を供給する義務を負っていること、水資源の確保には長期間を要することから、それぞれが責任を持って、長期的な観点にたって水資源の確保を行っているものです。

さらに各水道事業者は、水源や地形などにより様々な制約を受けていますので、保有水源と需要実績の合計値の単純な差し引きによって、水の融通が可能であるなどと論じることはできないと言えます。

なお、県営水道用水供給事業のうち県営第二水道用水供給事業及び東部地域水道用水供給事業は、既に平成16年のハッ場ダム建設に関する基本計画の第2回変更(乙13号証)に際し、受水市町村との間において協定水量が柔軟に見直し(乙252号証)、参画水量が県営第二水道用水供給事業が1.49立方メートル/秒、東部地域水道用水供給事業が0.51立方メートル/秒へ減量されました。

この協定水量から明らかなおと、ハッ場ダムによる水源手当が必要不可欠と考えられます。

(尋問事項19) 群馬県全体の工業用水補給水量(工業用水道+自家用水+水道)の動向(1995年度以降)

群馬県の平成7年(1995年)度以降の工業用水補給水量の動向は、別図4のとおり減少傾向にあったものの、近年は横這いの傾向にあると思います。

(尋問事項20) 群馬県全体の工業用水補給水量が1995年度以降、減少傾向にある理由

群馬県の平成7年(1995年)度以降の工業用水補給水量の動向は、別図4のとおり減少傾向にあったものの、近年は横這い傾向にあると思います。

なお、増加及び減少する主な要因としては、製造品出荷額、補給水量原単位(製造品出荷額1億円に対する1日当たりの補給水量)、回収率などが考えられます。

(尋問事項21) 群馬県全体の工業用水補給水量について「21世紀のプラン」の予測が実績と大きく乖離した理由

平成12年度に策定された「21世紀のプラン」は、平成22年(2010年)度の補給水量を想定したもので、大きく乖離しているとは思いますが、主な要因として製造品出荷額の伸びが小さかったことにより差が生じたものと思います。

給水量実績について、甲第11号証では、東毛工業用水道事業に関して、保有水源と給水量実績を単純に比較して、水余りだからハッ場ダムによる水源手当の必要性はないと主張していますが、工業用水を受水している事業所等は、事業計画に必要な水量を確保するため群馬県企業局と契約を締結しており、このため群馬県企業局はこの契約水量に相当する水源を確保していつでも契約水量を供給することができるようにする義務がありま

す。そのため、保有水源と給水量実績を単純に比較することはできません。

また、東毛工業用水道事業の契約水量は、ハッ場ダムを除いた水源を既に上回っていること、さらに、県の主要方針として工場誘致を推進していますが、現在、積極的に建設に取り組んでいる新規工業団地への配水が見込まれることから、ハッ場ダムによる水源手当が必要不可欠と考えられます（乙253号証の1・2・3）。

（尋問事項22）「利根川水系及び荒川水系における水資源開発基本計画需給想定調査票」で群馬県全体の工業用水補給水量について今後減少しないと予測した理由

主な要因として、別図5のような製造品出荷額の増加によるものと考えています。

（尋問事項23）最近20年間において利根川で冬期に起きた渇水の状況

平成8年（1996年）1月12日から3月27日までの76日間（うち10%取水制限65日間）、平成9年（1997年）2月1日から3月25日までの53日間（うち10%取水制限50日間）の渇水がありました。

平成8年（1996年）の冬期渇水時には、水道用水では不足分を一時的に地下水から補足し、工業用水では使用水量の多い企業に対して節水協力を依頼し、農業用水では一部パルプ操作を行ったと聞いています。

なお、冬期ではありませんが、平成8年8～9月には渡良瀬川において水道用水で40%、農業用水で60%の取水制限が実施され、大きな被害が発生しています（乙207・208号証）。

（尋問事項24）上記の冬期の渇水において群馬県営水道及び工業用水道について行われた取水制限の状況

平成8年（1996年）、平成9年（1997年）の冬期渇水時には、県企業局による水道用水供給事業及び工業用水道事業に対して10%の取水制限が行われました。

（尋問事項25）上記の冬期の渇水において群馬県営水道及び工業用水道が保有する広桃用水転用水利権に対して行われた取水制限の状況

群馬県営水道及び工業用水道の広桃用水転用水利権はかんがい期（夏期）の暫定豊水水利権であり、現在、非かんがい期（冬期）にハッ場ダムの完成を前提にした暫定豊水水利権で取水していますが、ハッ場ダムの水利権の安定化とともに両者とも安定水利権となる予定です。

冬期については、夏期の水利権である広桃用水転用水利権とは時期的に違うため、取水制限の対象とはなり得ません。

（尋問事項26）群馬県営水道及び工業用水道が広桃用水転用水利権を保有するまでの経

過

広桃用水は前橋市や伊勢崎市を中心とする県内でも指折りの大きな農業用水ですが、昭和40年代の高度経済成長期に前橋、伊勢崎を中心に都市化が進展するのに伴い、水田面積、水田用水が減少し、他方で都市用水の需要が増加したため、昭和から平成にかけて長年にわたる河川管理者との協議を経て、暫定豊水水利権として許可がなされました。

(尋問事項27) 群馬県営水道及び工業用水道への転用が行われる前の広桃用水の季節別水利権量

承知していません。

主に夏期の水田用水を確保するための古くからの水利権であったと聞いています。

(尋問事項28) 「利根川水系及び荒川水系における水資源開発基本計画需給想定調査票」による今後の群馬県全体の水道用地下水及び工業用地下水の利用計画

需給想定調査の回答では、目標年度の平成27年度の水道用水及び工業用水道の供給想定量の想定において、平成15年度の地下水の取水実績を地下水取水のベースとしました。

ただし、地下水削減計画を定めている市町村についてはその削減量を、また、「関東平野北部地盤沈下防止等対策要綱」(平成3年)(乙204号証)の保全地域の市町村については昭和61年度地下水採取量実績から33.3%削減した量を、それぞれ供給量としました。

(尋問事項29) 地盤沈下対策としての群馬県の地下水採取目標量とその算出根拠

群馬県は地下水採取目標量の設定はしておりません。

なお、「関東平野北部地盤沈下防止等対策要綱」では、群馬県も含めた関係5県の保全地域における地下水採取量を年間4.8億立方メートルとすることが目標として掲げられており、群馬県ではハッ場ダムを水源とする東部地域水道用水供給事業により、地下水から表流水への転換対策が進められています。

また、「関東平野北部地盤沈下防止等対策要綱」の目標年度は平成12年度とされていましたが、目標が達成されていなかったため、その後、国の関係省庁において、今後とも要綱に基づいた対策を推進し、地下水採取目標量を達成、遵守されるべきものであることが確認されています。

さらに、地盤沈下は沈静化の傾向にはありますが、完全にゼロになった訳ではないこと、渇水時には地盤沈下の進行が問題になっていること、一度地盤が沈下すると地下水位が回復しても元に戻らないことなどから、地下水の利用量を単純に増やすことはできないと思います。

(尋問事項30) 群馬県で過去の地盤沈下で生じた被害の具体例及び最近10年間の地盤

沈下で生じた被害の具体例

群馬県で過去の地盤沈下で生じた具体的な被害例は承知していませんが、保全地域内では累加最大で40センチメートルを超える地盤沈下が生じており、地盤沈下そのものが大きな被害と考えています。

なお、最近10年間でいえば、県企業局がハッ場ダムを水源とする暫定豊水水利権を得て、東部地域水道用水供給事業が平成9年(1997年)から関東平野北部地盤沈下防止等対策要綱の保全地域を含む県東部地域に供給を開始し、地下水利用量が減少したことが、地盤沈下面積が減少した要因の一つと考えられます。

(尋問事項31) ハッ場ダム計画に参画している藤岡市は、ハッ場ダム予定地の吾妻川ではなく、神流川に位置していて、ハッ場ダムからの補給を受けることができない。藤岡市のハッ場ダム水利権が可能となる理由

藤岡市の水道事業は、現在、ハッ場ダムを水源とする暫定豊水水利権により取水していますが、この暫定豊水水利権は、川筋遠い水源であることから、将来において水源振替が行われることにより安定水利権となるものです。

(尋問事項32) ハッ場ダム建設事業とその関連事業に対する群馬県の負担額とその内訳

ハッ場ダム建設事業とその関連事業に対する群馬県の負担額は次のとおりです。

群馬県(一般会計)の負担は治水で約100億円です。利水は県企業局の水道事業会計と工業用水道事業会計が合わせて約110億円、県企業局の電気事業会計が約5億円を負担します。

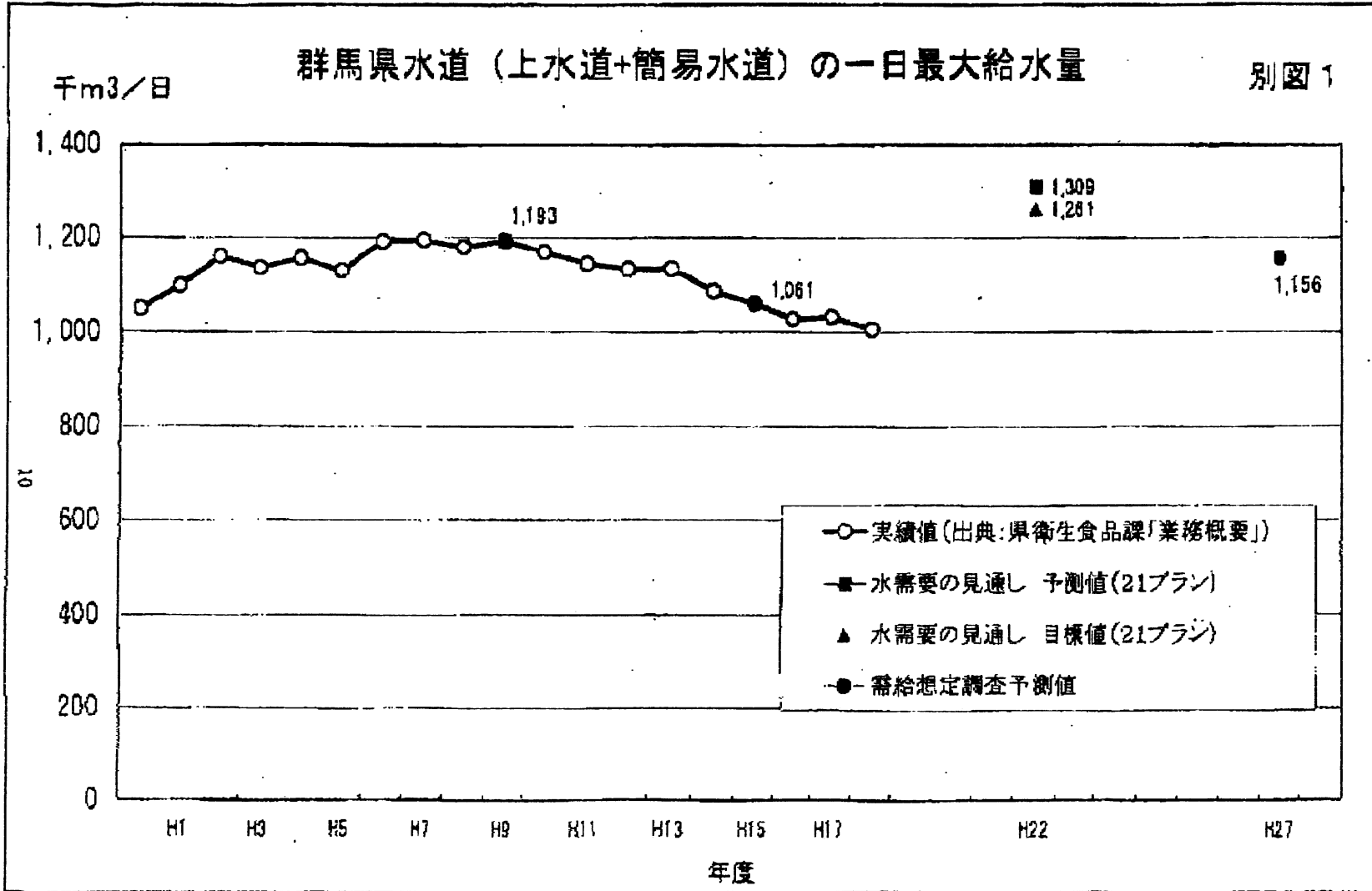
関連事業については、水特法負担金(水源地域対策特別措置法第12条1項に基づく負担金)として県企業局の水道事業会計と工業用水道事業会計から合わせて約40億円を負担します。

基金負担金(財団法人利根川・荒川水源地域対策基金事業)は、県企業局の水道事業会計と工業用水道事業会計から支出をしますが、基金負担金の総額は確定していません。

なお、発電事業については、ダムからの放流水の有効利用を図るため、平成20年(2008年)9月のハッ場ダム建設に関する基本計画の第3回変更(乙247号証)に際し、平成19年(2007年)12月にダムの使用権設定を申請し(乙254号証)、発電事業としてもハッ場ダム建設事業に参画することとなったものです。

群馬県水道（上水道+簡易水道）の一日最大給水量

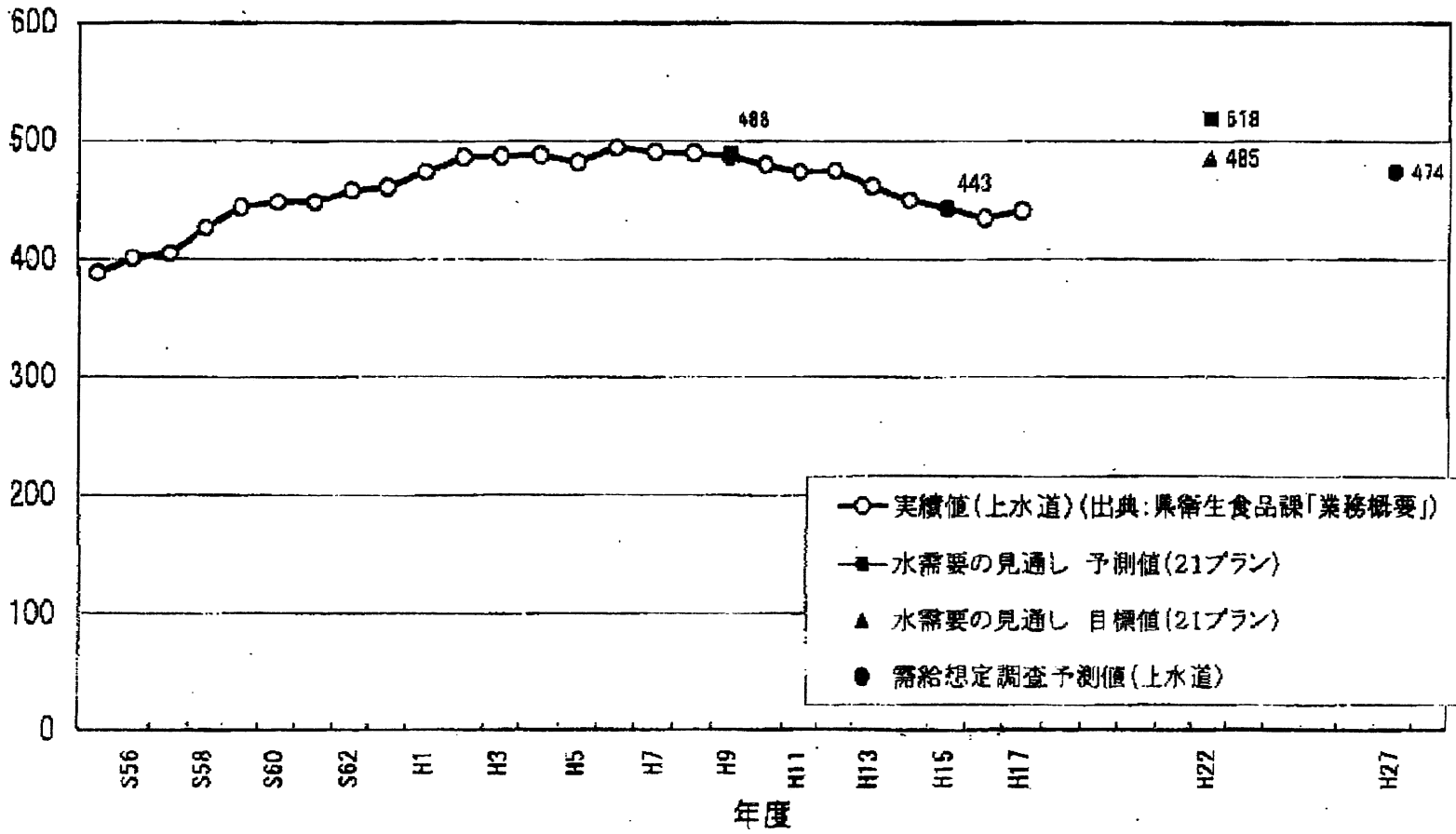
別図 1



群馬県上水道の一人一日平均給水量

別図2

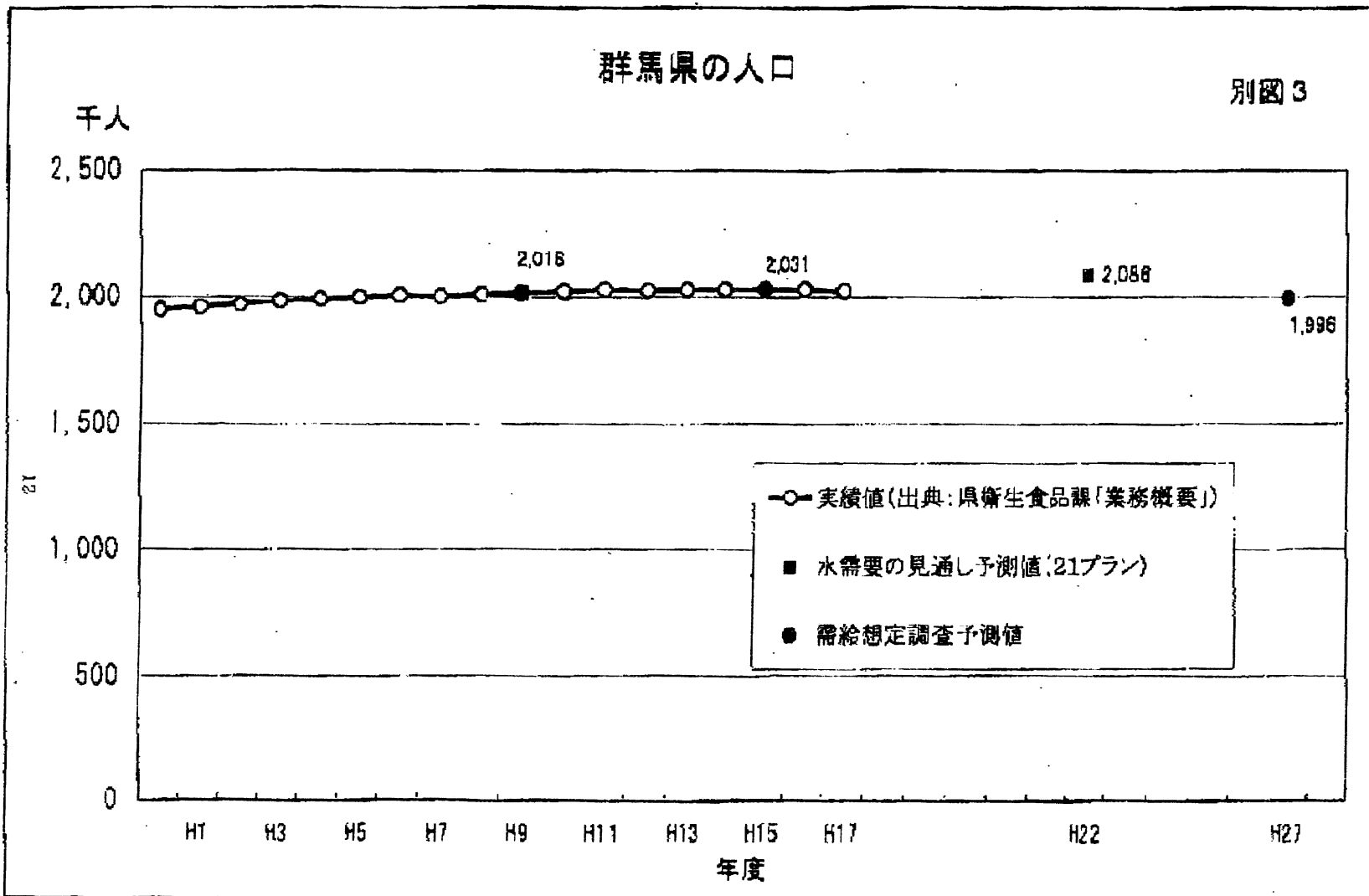
ℓ/日・人



- 実績値(上水道) (出典:県衛生食品課「業務概要」)
- 水需要の見通し 予測値(21プラン)
- ▲ 水需要の見通し 目標値(21プラン)
- 需給想定調査予測値(上水道)

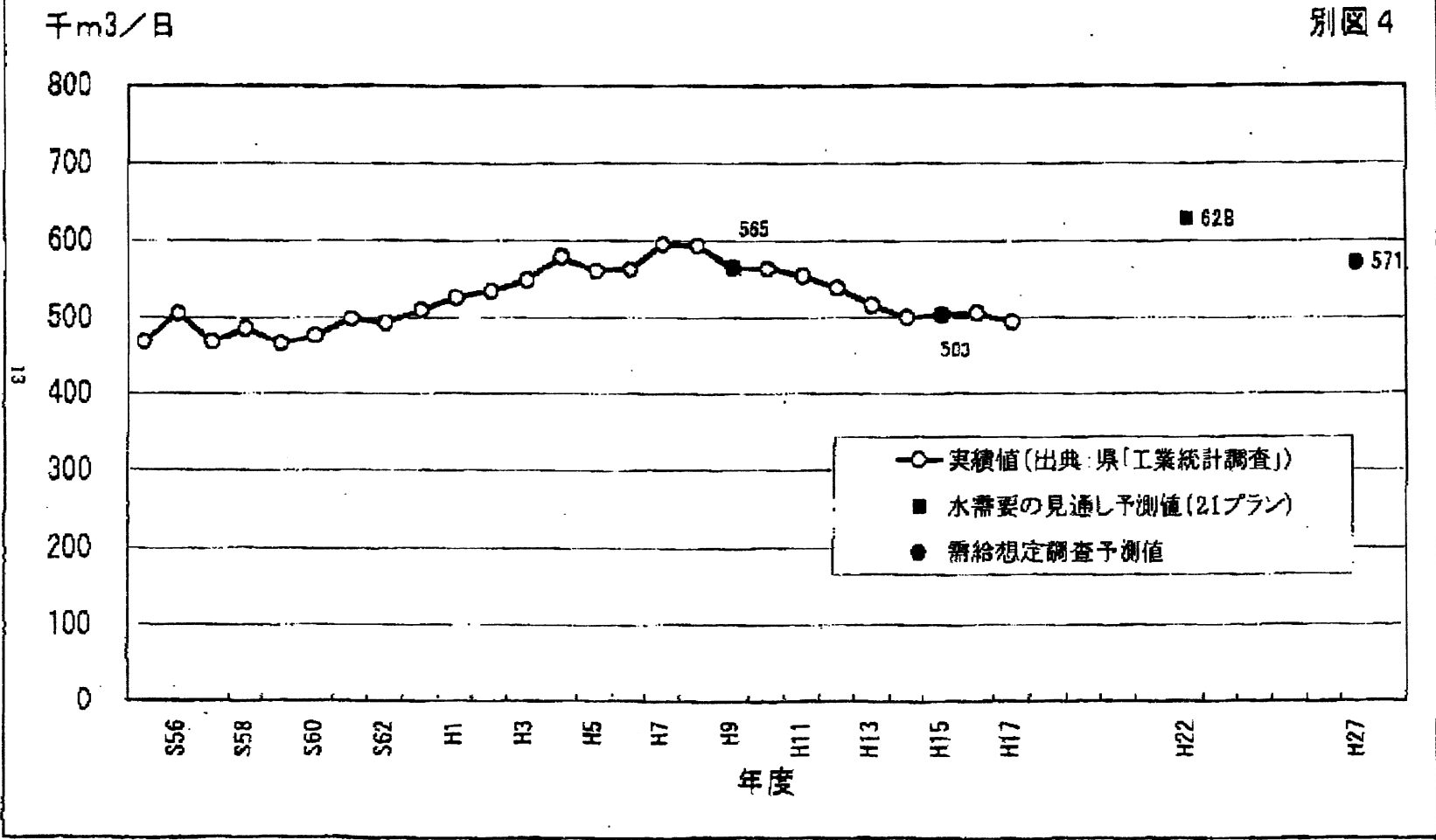
群馬県の人口

別図3



群馬県の工業用水（補給水量）

別図 4



群馬県の製造品出荷額

別図5

(平成12年価格換算)

億円

